

令和3年第11回

荒川区教育委員会定例会

令和3年6月11日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

令和3年荒川区教育委員会第11回定例会

- | | | |
|--------|--|---|
| 1 日 時 | 令和3年6月11日 | 午後1時30分 |
| 2 場 所 | 特別会議室 | |
| 3 出席委員 | 教 育 長
教育長職務代理者
委 員
委 員
委 員 | 高 梨 博 和
繁 田 雅 弘
長 島 啓 記
坂 田 一 郎
小 林 敦 子 |
| 4 出席職員 | 教 育 部 長
教育総務課長
教育施設課長
学 務 課 長
指 導 室 長
教育センター所長
書 記
書 記
書 記
書 記
書 記 | 三 枝 直 樹
山 形 実
的 場 寛
菊 池 秀 幸
津 野 澄 人
大久保 和 彦
杉 山 茂
原 田 正 伸
小 川 綾 一
丸 田 恭 雅
宮 島 弘 江 |

(1) 審議事項

議案第 1 8 号 荒川区議会政務活動費の交付に関する条例及び職員のサービスの宣誓に関する
条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について

(2) 報告事項

ア 荒川区立中学校における新型コロナウイルスに感染した患者の発生及びPCR検査の
結果について

イ 学校体育館を活用したコロナワクチンの接種会場について

(3) その他

教育長 先生方、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから、荒川区教育委員会令和3年第11回定例会を開催させていただきます。

本日も緊急事態宣言発出中でございますので、このような形、オンラインで行わせていただきます。

初めに、出席者数の御報告を申し上げます。本日、5名全員出席でございます。

議事録の署名委員につきましては長島委員、坂田委員、御兩名にお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

3月26日開催の第6回定例会の議事録を皆様にお送りしてございます。次回の定例会で承認についてお諮りしたいと存じます。次回までに御確認いただきまして、お気付きの点等について、事務局まで御連絡を頂けますようお願いいたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

本日は審議事項1件、報告事項2件となっております。コロナ感染関連ということで、初めに報告事項について取り上げさせていただいた後、審議事項に移らせていただきたいと思います。御了承いただければと存じます。

最初に報告事項ア「荒川区立中学校における新型コロナウイルスに感染した患者の発生及びPCR検査の結果について」を議題といたします。菊池学務課長、説明をお願いします。

学務課長 よろしくお願いたします。諏訪台中学校の新型コロナの対応について御説明いたします。諏訪台中学校、5月14日以降断続的に8名の教職員・生徒の陽性が判明しました。1の経緯に記載のとおりです。

5月27日木曜日、7人目の感染者が出た時点で、関係が1、2年生の方でしたので、1、2年生の希望者49人に対しPCR検査をしまして、この方々は全員陰性でした。そうしているところに、5月28日に新たに8人目の陽性の方が出ましたので、これを重く見まして、当初水曜日までの休校を決定しましたが、その後、これは全校・全教員400人以上の検査が必要であろうということで、その検査に1週間かかることが分かりましたので、6月4日金曜日まで休校を1週間延長し、この間に全校生徒、全教職員に対して順次PCR検査を実施いたしました。

結果は2に記載のとおりでございますが、総計445名の方に検査をしまして、陽性は、生徒1名、教職員1名。この教職員は、直接生徒を指導する担当ではございませんでしたが、陽性者が発生しました。

3の対応に記載しておりますが、5月中のこの陽性者につきましては、個人情報ですので詳しくは申し上げられませんが、クラスも別々、また学校外での感染も見られたということ、

それから、今回のこの全校PCR検査においても感染が2名ということで最小限であったこと、また1週間の休校期間を設けたということで、今週6月7日の月曜から学校を再開しております。学校は、特に大きな混乱もなく、生徒たち無事に登校していると聞いております。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

長島委員 5月27日は、全国学力学習状況調査の日ではなかったでしょうか。対象が多分中3ですから大きな影響はなかったと思うのですが、何かあったのでしょうか。それとも粛々とという感じだったのででしょうか。学校は大変だったと思うのですが、そこら辺ちよっと教えていただければと思います。

教育長 指導室長。

指導室長 粛々と全国の学力調査は実施いたしました。

長島委員 ありがとうございます。

小林委員 1点だけ質問ですが、感染者が8名ということですが、PCR検査をして陽性が2名ということは、合計すると10名ということですか。

学務課長 はい、御指摘のとおりでございます。

小林委員 分かりました、ありがとうございます。

教育長 よろしいでしょうか。前回の教育委員会の後に、このような形で急遽対応する結果となりました。先生方には、事前に教育委員会としての対応について一報を入れさせていただいたところですが、結果もクラスターではないということが判明いたしまして、今、落ち着いた学校運営が行われているという状況でございます。

続きまして、報告事項イ「学校体育館を活用したコロナワクチンの接種会場について」を議題といたします。的場教育施設課長、説明をお願いします。

教育施設課長 よろしくお願いいたします。

資料1の概要を御覧ください。区は、5月10日からコロナワクチン接種を高年齢者施設入居者に開始してございます。その後、年齢や基礎疾患の有無により段階的に接種対象者を拡大していく予定で、現在、集団接種会場の確保に努めているところでございます。

集団接種会場といたしましては、区民会館、荒川スポーツセンター、ムーブ町屋、そのほか幾つかの会場を準備いたしまして、全体で常設の会場として6会場を設置いたしてございます。また、区立小中学校の体育館につきましては、土・日限定で臨時会場として設置をしたところでございます。

具体的な臨時の接種会場については、資料の2を御覧いただきたいと思っております。第七峡田小学校の体育館と、尾久八幡中学校の体育館2カ所でございます。それぞれ、会場の面積、

それから開設日については記載のとおりになってございます。第七峡田小学校の開設日について、5月から7月の期間、7日間でございます。それぞれの学校につきましては、1日当たりの接種人数として270人を予定してございました。いずれも、5月、それから6月当初の最初の接種のときに、この予定人数をクリアできたという報告を受けてございます。ワクチンについてはファイザー製のワクチンを接種したものでございます。

今後の予定です。第七峡田小学校、それから尾久八幡中学校とともに最初のワクチン接種が円滑に完了したといったところから、8月、9月についても同会場で土、日の接種の開催を予定してございます。

説明は以上になります。

教育長 本件については、実は常設の集団接種会場を区内に6会場確保したのですけれども、そこから若干遠いという地域について、教育委員会事務局として協力をして、七峡小と八幡中の体育館を接種会場として使用していただくことといたしたものでございます。

本件につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

小林委員 区民の身近な場所で受けられるということで、教育委員会で第七峡田小学校、尾久八幡中学校を提供したのは大変にすばらしいなと思いました。

教育施設課長 ありがとうございます。

坂田委員 これは土、日だけですと通常の学校の授業には影響がないということによろしいでしょうか。

教育施設課長 学校の方からは積極的な協力を頂きまして、特に報告は受けてございません。

教育長 中学校はクラブ活動等がございますけれども、ワクチン接種に学校としても協力をさせていただくということで、坂田先生がおっしゃられるように、土、日に限定した形で協力をさせていただくことといたしたものでございます。

長島委員 土、日何時から何時までという形でやっているのでしょうか、教えてください。

教育施設課長 一日10時から4時までの接種ということで、全体で1日当たり6時間の接種の時間を予定していたところでございます。

長島委員 ありがとうございます。

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、本件については以上とさせていただきます。

続いて、審議事項に移ります。議案第18号「荒川区議会政務活動費の交付に関する条例及び職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」を議題といたします。山形教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長 議案第18号「荒川区議会政務活動費の交付に関する条例及び職員のサービスの宣

誓に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」でございます。令和3年度荒川区議会定例会6月会議に提案するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長が教育委員会に意見を聴取するものでございます。

議案のところが、荒川区議会政務活動費と、職員のサービスの宣誓に関する条例と二つの条例を一度に改正する条例になっているので分かりにくいところがございますが、今回、意見を聴取する部分については後半の部分でございます。職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正のところを意見聴取するものでございます。

内容でございます。地方公務員法第31条の規定に基づきまして、職員は、条例の定めるところによりまして、サービスの宣誓をしなければならないとされているところでございます。

荒川区に、幼稚園教諭が就職、職務に就いた段階で下でございますように、宣誓書を記載して、押印して、さらにそれを管理職に宣誓するといったものがございます。今回、その押印の部分について省略をするという内容でございます。改正内容につきましては、区における押印の省略に向けた取組に合わせまして、宣誓書の押印欄を削除するものでございます。下に記載がございます。

また、この宣誓については、職員の目の前でサインをなさいと現在なっているところでございますけれども、署名の見直しですとかデジタル化の流れを踏まえまして、宣誓書の署名については規定を削除いたしまして、宣誓を任命権者に提出する方法に改めるものでございます。施行の期日につきましては公布の日とさせていただきます。

雑駁でございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長 ただいま説明させていただきました。山形課長からもお話がありましたように分かりにくいのですけれども、毎年4月1日に、新任の幼稚園教諭、実は教員に対しても、東京都の委任を受けて荒川区教育委員会が行っているのですけれども、任命行為を行うときに、代表者から宣誓をしてもらっています。また、代表者だけではなくて、荒川区に就職する者、若しくは教員として東京都に就職する者は宣誓書を提出しなくてはいけないのですけれども、その際の押印、署名等の規定について、昨今の押印省略の流れを受けて条例改正をするものでございます。

本件につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

繁田委員 一つ教えていただきたいと思えます。

議論の本筋と全然違うのですけれども、この条文の中の任命権者というのは、これは区の教育委員会なのですか、それとも東京都の関係なのですか。すみません、ちょっと何も知らないもので申し訳ないです。

教育総務課長 今先ほど教育長の方からもお話をさせていただきましたように、今回、この条

例に関するところについては幼稚園の教諭でございます。ですので、教育長に対して宣誓をするような形になってございます。

都の教員につきましては、東京都の方がその宣誓をするのですが、教育長が宣誓を受けまして、東京都教育委員会の代わりをしているということでございます。

繁田委員 ありがとうございます。

教育長 よろしいでしょうか。

長島委員 一つだけよろしいでしょうか。同じく条文のところ、改正前のところにあった、「又は」の後が、改正後はなくなっていますよね。「又は任命権者の定める上級の公務員の前で」というのが。これ、前はこうなっていたけれども、必要ないとか何か理由をちょっと教えていただけると。

教育総務課長 分かりにくくて申し訳ございません。本来ですと、目の前で全部サインしてそれを提出するといったことだったのですが、実質的に、それは物理的に難しいところがございます。今現在も実際は採用された者が全員並んでいて、その代表が宣誓をいたしまして、宣誓書を教育長の方に提出するといったものでございます。今回のところ、全員が目の前でサインをするといったところについても省略をさせていただくということでございます。

長島委員 はい、ありがとうございます。

教育長 よろしいでしょうか。

小林委員 業務の効率化という点から必要な改正だと思います。

教育長 丁寧な御感想を頂いてありがとうございました。

特に、そのほかないようであれば質疑を終了いたします。

議案第18号について、御意見はございますでしょうか。

(「ありません」の声)

教育長 ないようであれば決を取らせていただきます。

議案第18号について、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ないものと認めます。

議案第18号については原案のとおり決定いたしました。

予定しておりました事項は以上ですが、事務局から連絡事項はありますでしょうか。

教育総務課長 日程のところを御覧いただければと思います。以前、第2ブロックの教育委員会協議会につきまして、1月又は2月くらいと対面も想定して準備をしていたところですが、今回、1月にオンラインとして開催ということで、検討が進んでいるところでございます。

日程については、その部分に変更でございます。以上でございます。

教育長 よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして教育委員会令和3年第11回定例会を閉会いたします。

了